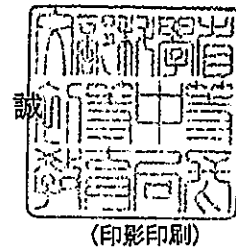


28文科初第1879号
平成29年4月3日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
各国公立高等専門学校長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

文部科学省初等中等教育局長
藤原



独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律等の
改正について（通知）

このたび、議員立法により独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）が改正され、平成29年4月1日より、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）に次の業務が追加されることとなりました（「独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律」については別添1参照）。

- ・専修学校（高等課程に係るものに限る。以下「高等専修学校」という。）の管理下における生徒の災害につき、当該生徒の保護者に対して、災害共済給付を行うこと。
- ・当分の間、一定の基準を満たす認可外保育施設（法附則第8条第1項第2号及び第5号に掲げる施設をいう。以下同じ。）及び企業主導型保育施設（同項第6号に掲げる施設をいう。以下同じ。）の管理下における児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うこと。

これを受け、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成29年政令第124号）」（別添2）、「独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第26号）」（別添3）、「沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示（平成29年文部科学省告示第61号）」（別添4）及び「独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準等（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第4号）」

（別添5）が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることとな



りました。

その概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理に遺漏のないようにお願いします。

また、これらのことについて、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の高等専修学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、域内の市町村及び所轄の高等専修学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては、所管の高等専修学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、厚生労働省から都道府県の福祉担当部局に、内閣府から公益財団法人児童育成協会に周知をお願いしているところです。

記

第1 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令関係

1 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正関係(第1条関係)

(1) 高等専修学校の災害共済給付について、共済掛金の額を1,840円(定時制については980円、通信制については280円)に定める等必要な規定を定めることとしたこと。

(2) 一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設の災害共済給付について、共済掛金の額を350円(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯については40円)に定める等必要な規定を定めるとともに、必要な規定を準用することとしたこと。

2 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正関係(第2条関係)

沖縄県におけるセンターの共済掛金に関する特例の対象に、沖縄県の区域において行われる高等専修学校の生徒並びに一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設の児童についての災害共済給付に係る共済掛金を加えることとしたこと。

3 施行期日等(附則関係)

(1) この政令は、平成29年4月1日から施行することとしたこと。

(2) 平成29年度の高等専修学校、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設の災害共済給付に係る共済掛金の支払期限を7月31日までとすることとしたこと。

第2 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令関係

1 一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設に係る災害共済給付に必要な手続等について、学校における手続等を準用することとし、その他所要の改正を行うこととしたこと。

2 平成29年度の高等専修学校、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設の災害共済給付に係る契約締結期限を7月31日までとすることとしたこと。

第3 沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十

九年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部改正関係

センターの行う災害共済給付に係る共済掛金の額について、沖縄県の区域において行われる高等専修学校は920円（定時制については490円、通信制については140円）、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設は175円（生活保護法による保護を受けている世帯については20円）としたこと。

第4 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第1項第2号及び第5号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準等関係

1 法附則第8条第1項第2号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準関係

(1) 当該施設の保育従事者の6割以上を保育士等の有資格者とする等職員の配置に係る基準を満たしていることとしたこと。

(2) 当該施設が認可保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の設備及び運営に係る基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第5章（第33条の規定を除く。）に規定する内容をいう。）に適合すると認められるものであることとしたこと。

(3) 当該施設が認可保育所への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していることとしたこと。

ここでいう「児童の福祉のために必要な保育の水準」は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添「認可外保育施設指導監督基準」をいう（以下2（3）において同じ。）。

2 法附則第8条第1条第5号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準関係

(1) 施設の種類の区分に応じ、当該施設の保育従事者の一定割合以上を保育士等の有資格者とする等職員の配置に係る基準を満たしていることとしたこと。

(2) 当該施設が特定保育事業（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に係る基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第2章（第23条第一項の規定を除く。）、第3章（第29条、第31条及び第34条第1項の規定を除く。）又は第5章（第44条及び第47条の規定を除く。）に規定する内容をいう。）に適合すると認められるものであることとしたこと。

(3) 当該施設が特定保育事業を行う施設への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していることとしたこと。

3 1又は2の基準に適合すると認められる施設は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して必要な資料を提出し、かつ、都道府県又は市町村による実地の調査を受けることにより、1又は2の基準に適合することが確認されたものとする。

ここでいう「必要な資料」とは、子どものための教育・保育給付費補助金（認可化移行運営費支援事業）の交付を受けるために必要な資料をいい、「都道府県又は市町村による実地の調査」とは、認可化移行運営費支援事業による現地調査及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」を踏まえて行われる児童福祉法第59条に基づく年一回以上の立入調査をいう。

【本件照会先】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校安全係

TEL : 03-5253-4111 (内線2917)

FAX : 03-6734-3794

e-mail : anzen@mext. go. jp